

第28回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 議事要旨

平成23年6月19日(日)10時～12時、荒川太郎右衛門自然再生地にて、「第28回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」が開催されました。

今回は、現地視察を行った後、新しく公募により選出された第Ⅴ期の協議会委員の紹介及び会長副会長の選出、協議会設置要綱の改正、平成23年度の協議会等の進め方について協議しました。

【議事結果】

- 会長は埼玉大学大学院理工学研究科の浅枝教授、副会長は桜美林大学の三島名誉教授が選出された。
- 協議会設置要綱は改正案にて承認された。
- 平成23年度の協議会の進め方については、協議会を継続していくための資金調達の仕組みについて今後協議会で検討を進めていく必要がある。

【主な議事内容】

●会長、副会長の選出について

- ・ 会長は埼玉大学大学院理工学研究科教授の浅枝氏、副会長に桜美林大学名誉教授の三島氏が選任された。

●会長、副会長の挨拶

- ・ 協議会も5期を迎え様々な活動ができる状況になってきているので、協議会における協議においても具体的な話をお願いしたい。
- ・ 自然に対して、こうすればこうなる、こうしたいならこうすればよい、と二つの原則をここにも適用して考えていきたい。

●第27回協議会議事要旨について

- ・ 前第27回議事要旨の説明。
- ・ 議事の内容の整理についてはもっと詳細にとの意見もあり、とりまとめについては留意していく。

●協議会設置要綱(改正案)について

- ・ 第6条(委員)2について、「委員の任期は、本要綱を規定する日から平成25年3月31日までとする。」と委員の任期について平成25年3月31日までに改正される案について承認され、本日平成23年6月19日施行とされることとなった。

●平成 23 年度の協議会の進め方について

- ・ 協議会の独自性を維持し、今後の調査や検証を実施し目標を達成していくためには、モニタリング委員会や管理目標ワーキングにおいて、経済的な仕組みや検証方法を考えて行く必要がある。
また、ボランティア活動により浮いた予算については有効に活用できないか。
- ・ 自然再生は全国的にも資金調達の問題である。この協議会でも自然再生による町おこしや助成金を志願するなどの方法を将来的に考えて行かなければならない。
- ・ 資金の自立については、原則として自然再生推進法に沿った方法でなければならない。助成金等に関しては、主体である協議会がグループを作って申請等を行わないといけない。河川事務所が主体となりすぎるのは問題であるため、事務局と実施者の棲み分けや、予算のあり方について説明が欲しい。
- ・ 国交省が主体で諮問機関として協議会があるのか、協力機関として協議会が独立して行くのか、はっきりして欲しい。
- ・ 事業では経済行為で生み出された価値を必ず測定していく必要がある。事業を完成させるための付随事業と見るか、市民団体が独立して事業者として経営して行くかは大事なことである。そのため、管理目標ワーキングの中では、具体的行動様式や、それに使われる費用負担も一緒に協議し、協議会が合意する仕組みが働けば良い。
- ・ お金の問題が解決できれば、団体が事業主体に参画したり、NPOなども一体となっていれば、事業の継続が可能になる。ただし、運営資金についてはワーキングではなく協議会で議論すべきである。
- ・ ボランティアや学生と一緒に専門的な調査をすることなどにより浮いたお金を自然再生事業に有効活用できないか。管理目標ワーキングで具体的な検討を行う際には、モニタリング専門委員会のアドバイスを広く求める必要がある。
- ・ 予算の内訳を示して頂きたい。
- ・ 将来的には地方公共団体に積極的に関与して頂く必要がある。ただし、そのためには経済効果があることを示さないと難しい。事業で達成される事を挙げて、議論いただければよい。
- ・ 資金に関して、石垣島と西表島の自然再生協議会では、資金調達を検討する部会で基金を設立し、寄付してくれる人を確保して安定的な資金調達をしている。集めた資金を基にメニューや予算を組み、活動を行うことにより土地がどうなり、結果としてどう幸せになるかという広報をしている。ここの太郎右衛門でも魅力をうまく説明して、今後の筋道と共に示せば、地元の人が気づいて一緒にやることができる。
- ・ ここでも石垣島の様になれば良い。良い場所になるポテンシャルは持っている。
- ・ 下池、中池では耕作のための不法取水がされている。去年は下池の水位が低下して乾燥状態が続いているため、早急に事務所の各課が連携して取り締まる必要がある。
→ 不法取水については巡視時に警告文を貼るなど注意してきており、引き続き対応していきたい。